

転籍届の記載例

届出する年月日を記入してください

届出先市区町村を記入します

変更前の本籍を書きます

筆頭者の氏名を書きます

新しく定める本籍を書きます

届出人以外に同籍者があれば、名・住所・世帯主を記入します

転 籍 届		受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日
		第 号	
		送付 令和 年 月 日	長 印
		記入しないでください	
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票
住民票	通知		

	東京都 千代田区 千代田1 (香地) 番		
本 籍	(よみかた) 国分寺 太郎		
(よみかた) 筆頭者の氏名			
新しい本籍	東京都 国分寺市 戸倉一丁目6 (香地) 番 1		
(よみかた) 筆頭者 (氏名)	(住所…住民登録をしているところ)	(世帯主の氏名)	
おなじ戸籍にある人	東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1	国分寺 太郎	
筆頭者	太郎		
配偶者	花子	同上	
(よみかた) 筆頭者 (氏名)	同上		
(よみかた) 配偶者 (氏名)	同上		
(よみかた) 筆頭者 (氏名)	東京都国分寺市光町一丁目46番地8	国分寺 次郎	
(よみかた) 筆頭者 (氏名)	次郎	ひかりコーポ201	
その他	別住所でも、同籍者の本籍も変更となります		
届出人署名 (※押印は任意)	筆頭者 国分寺 太郎 印	配偶者 国分寺 花子 印	
生年月日	昭和63年 1月 2日	平成2年 4月 5日	

記入
しない
で

筆頭者及び配偶者が届出人です
それぞれが署名します

注意事項

- 署名欄は**必ず本人が自署**してください。
- 印を押す場合は**各自別々の印鑑**を押してください（スタンプ印は不可）。
- 国分寺市に新しく本籍を定めたときは、届出から戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）発行まで通常**2週間程度**の日数を要します。

ご持参いただくもの

- 転籍届
- （戸籍が電算化していない方は戸籍の全部事項証明書（または戸籍謄本）の持参が必要となります。）

※裏面もご参照ください。

転籍届の書き方とご注意

1 届出人の欄

戸籍の**筆頭者及び配偶者**（夫婦）**双方**が、それぞれ署名・押印（押印は任意）してください。
なお、筆頭者のみの場合又は夫婦の一方が亡くなられている場合は、お一人で届出をすることができます。

2 届出先

- ・新しい本籍地
 - ・現在の本籍地
 - ・住所地
- } の市区町村のいずれかになります。

国分寺市にご提出の場合、平日（月曜日から金曜日）午前8時30分から午後5時まで
「市役所第1庁舎1階市民課」へご提出ください。

上記時間外、土日祝日、年末年始は「市役所第1庁舎1階当直室」へご提出ください。

3 他市区町村に転籍をすると…

- ・死亡や婚姻・離婚等により、**除籍となっている方は新しい戸籍には載りません**。
- ・相続等、出生時の戸籍までさかのぼって戸籍謄本等が必要な場合に手続きが複雑になることもあります。

4 その他

- ・転籍届と同時に**転入の届出をする場合は、転籍届書内の住所欄には新住所を記載**してください。
- ・記入にあたっては、**鉛筆や消えやすいインキで書かないでください**。
- ・年月日は、すべて**和暦**（例：×1975年 → ○昭和50年）で記入してください。
- ・書き間違えたときは、訂正個所に**二重線**を引き、正しく記入しなおしてください。（修正液等での修正は行わないでください。）
- ・押印する場合には認印で構いませんが、**朱肉を使う印鑑を使用**してください。
- ・転籍届書の連絡先欄には、**日中につながる電話番号**を記入してください。訂正の必要がある場合に連絡することがあります。